

令和3年度 事業のスケジュール・流れについて

区分	種別	事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	主な〆切・注意点			
(1) 補助事業・委託事業	補助金	①スマート社会実装化促進事業補助金	4/26～ 募集 ～6/25			● 審査会・採択	事業実施期間 ～ 最長2/28まで 一部のみ事前着手可能（届出が必要）									●申請期限：6/25まで ●事業実施期間：2/28まで ●実績報告書の提出：完了から7日以内遅くとも3/7まで		
	補助金	②京一VER創出促進事業補助金	4/26～ 募集 ～6/18 ※6/9まで 府の事前確認期限			● 審査会・採択	事業実施期間 ～ 最長2/4まで 一部のみ事前着手可能（届出が必要）									●申請期限：6/18まで ※ 6/9まで（府の事前確認期限） ●事業実施期間：2/4まで ●実績報告書の提出：完了から7日以内遅くとも2/11まで		
	委託事業	③京都市中小事業者省エネモデル普及拡大事業	①4/26～ 募集 ～6/18			● 審査会・採択	②7/12～ 募集 ～8/2	事業実施期間 ～ 最長2/18まで 順次 進捗ヒアリング ⇒ 実績報告書の提出(最終2/18まで) ⇒ 完了検査・委託料の支払									●申請期限：①6/18まで ②8/2まで ●事業実施期間：2/18まで ●実績報告書の提出：完了後速やかに遅くとも2/18まで	
	補助金	④スマートファクトリー促進支援事業補助金	4/26～ 募集 ～6/25			● 審査会・採択	事業実施期間 ～ 最長2/11まで 一部のみ事前着手可能（届出が必要）									●申請期限：6/25まで ●事業実施期間：2/11まで ●実績報告書の提出：完了から7日以内遅くとも2/18まで		
	補助金	⑤自立的地域活用型再生可能エネルギー設備等導入補助事業補助金	5/6～ 募集(随時受付し、交付決定) ～ 1/28 (1/19まで 京都府への確認期限) ※ 事前に「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」に基づく再生可能エネルギー導入等計画の認定が必要 ※ 太陽光発電設備を導入する事業にあっては、別途、事前に京都府の確認を受ける必要あり。															●申請期限：1/28まで ※ 事前に、府の条例に基づく計画認定が必要 ※ 太陽光発電設備を導入する事業は別途、府の確認が必要 府への確認期限：1/19まで ●事業実施期間：2/28まで ●実績報告書の提出：完了から7日以内遅くとも3/7まで
(2) 診断事業	無料診断事業	⑥省エネ・節電・EMS診断事業	4/26～ 事業者へのEMS導入提案・相談(随時受付) ～1/28 (事業予算の予定数に達するまで)															●申請期限：1/28まで(予定数に達するまで) ●事業実施期間：随時 ●費用：無料
	無料診断事業	⑥省エネ・節電・EMS診断事業	順次 実施 ⇒ 訪問日程調整 ⇒ ①詳細診断(当日3時間+1週間程度の継続計測) ⇒ 事業所に応じた最適な省エネ方法を提案 ②簡易診断(当日2～3時間程度)															